

令和 7 年度官公需についての中小企業・小規模  
事業者の受注機会の確保等に関する区の方針

(令和 7 年 1 月 26 日 区長決定)

墨田区には中小企業・小規模事業者が多数集積しており、その振興を図ることは区政の最重要課題の一つである。区は、従来から中小企業・小規模事業者の振興及びその経営の安定を図ることを目的として各種施策を講じているところである。

一方で、区の発注する官公需は、令和 6 年度は約 201 億円にものぼり、その経済波及効果が大きいことから、区内の中小企業・小規模事業者振興として機能することも期待されている。

もとより区としても、官公需の発注については、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）」の趣旨を踏まえ、中小企業・小規模事業者の受注機会の確保及びその増大に努めている。

こうした中、区内の中小企業・小規模事業者は、長引く原材料価格や食料等価格の高騰により、引き続き厳しい経営環境に置かれていることから、本年度においても、特に区内中小企業・小規模事業者の受注機会の確保等を図ることを目的として、下記のとおり令和 7 年度官公需についての中小企業・小規模事業者の受注機会の確保等に関する区の方針を定める。

記

1 中小企業・小規模事業者及び区内企業の契約受注比率の増大

中小企業・小規模事業者が受注可能な分野を確保し増大するよう、なお一層努力する。

中小企業・小規模事業者の受注機会の確保及びその増大に努め、契約金額比率 8.4 % を目指す。なお、中小企業・小規模事業者の契約受注比率の過去 5 年間の推移は、別紙 1 のとおりである。

また、区内企業の受注機会の確保等に努め、契約金額比率 6.6 % を目指す。なお、区内企業の契約受注比率の過去 5 年間の推移は、別紙 2 のとおりである。

2 中小企業・小規模事業者の受注機会の確保等のための措置

(1) 新規中小企業者等への配慮

新規中小企業者等の受注機会の確保等を図るため、物品等の発注に当たっては、契約の履行の確保に支障がない限り、入札等参加者の要件として過去の実績を過度に求めないよう配慮する。

(2) 分離分割発注の推進

中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、これまでも積極的に分離分割発注の推進に努めてきたところであるが、事務事業の円滑な執行に支障を来すことのないよう留意しつつ、予算及び契約履行上の条件などを勘案のうえ、従前にも増して分離分割発注を積極的に推進する。

ただし、工事については、分離分割発注を基本としつつ、昨今の入札状況等を踏まえ、事業者の受注意欲を喚起する適切な規模での発注にも努める。

#### (3) 共同企業体方式の活用

区内中小建設業者の受注機会の確保等を図るため、区内業者間で建設共同企業体を結成させ、共同で受注させる方式を採用しているところであるが、今後も引き続きその活用を図る。

#### (4) 指名基準の適正な運用

工事請負等に係る競争入札参加者の指名については、「墨田区工事請負業者指名基準（昭和50年4月2日墨総財発第58号）」（別紙3）に基づき、区内業者を優先しているところである。中小企業・小規模事業者の健全な育成を図る立場から、同基準第6条（直近上位以上の等級に属する者の指名）の運用については厳格を期するとともに、同基準第5条（直近上位又は直近下位の等級を有する者の指名）第3項の規定に基づき、直近下位の有資格者の指名に積極的に配慮するなど、区内中小建設業者の受注機会の確保等に努めるものとする。

また、物品買入れ等に係る競争入札参加者の指名に当たっても、中小企業・小規模事業者の健全な育成を図る立場から、「墨田区物品等業者指名基準（平成7年3月24日6墨総契第439号）」（別紙4）及び「墨田区物品等業者指名基準運用指針（平成7年3月24日6墨総契第439号）」（別紙5）に基づき、区内中小企業・小規模事業者の受注機会の確保等を図る。

#### (5) 適正な工期・納期、納入条件等の設定

工事等の発注に当たっては、国が進める「働き方改革」の取組に留意し、また、週休2日制の確保など、事業者の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に配慮して、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう適正な工期・納期の設定に努める。

また、物品等の発注を行うに際しては、納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確なものとするよう努める。

#### (6) 代金の迅速な支払

工事や物品等の発注に当たっては、区から支払われる代金が事業者の円滑な資金調

達のために非常に重要なものであることに留意し、その迅速な支払に努める。

(7) 銘柄指定の廃止

物品買入れ等の発注に当たっては、特定の銘柄等を指定しなければ事務事業執行に支障があるなど、やむを得ない場合を除き、銘柄指定は行わない。

(8) 適正価格による発注

工事や物品等の発注に当たっては、需給の状況、原材料価格及び人件費等の動向等をよく勘案し、適正な価格で発注する。

また、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努める。

なお、工事等の発注に当たっては、労働者環境の増進を始め、品質の確保やダンピングの防止対策として、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用を図る。

(9) 労務費、原材料費等の上昇への対応

工事の発注及び物品等の契約に当たっては、労務費、原材料費等の実勢価格を反映した適正な予定価格の設定や適正な履行期間を確保すること。

また、受注者から労務費等の上昇に伴う契約金額の変更について申し出があった場合は、適切に対応する。

(10) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保

契約の適正な履行の確保の観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する。

(11) 知的財産権の取扱い

物品等の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合は、当該知的財産権の取扱いについて書面をもって明確にするよう努める。

(12) 主管課契約等の取扱い

主管課契約等により主管課で処理する工事や物品等の発注に当たっては、できる限り区内中小企業・小規模事業者を発注対象とし、受注機会の確保等を図るとともに事務の公正・適正な執行に一層留意する。

区内業者への受注機会の確保等を図るため、契約課は、区内中小企業者等（簡易工事登録制度）の情報を管理し、主管課は、財務会計システムにおける業者情報を有効に活用し、適正・的確な事業者の選定に努める。

(13) 調達・契約方式の多様化における中小企業・小規模事業者への配慮

一括で調達を行う場合は、経済合理性に留意しつつ、適切な調達品目の分類化を行い、対象品目を選定するよう努める。

また、単価契約の際には、適正な予定数量を設定するよう努める。

#### (14) 情報提供の推進

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）」の施行を受けて、契約制度に関する要綱、発注予定工事や入札結果などを公表してきた。

今後とも、区内中小企業・小規模事業者の受注機会の拡大に寄与するよう公表情報の拡充に努めるとともに、区の公式ホームページや共同運営による電子調達システムなどインターネットを活用した情報の提供を積極的に推進する。

#### (15) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適切な対応

工事等及び物品等の発注に当たっては、競争入札参加の条件として適格請求書発行事業者でない者を入札から排除する条件を設定しない。

また、入札参加者の指名又は随意契約の締結における見積書の微取に当たり、合理的な理由がないにも関わらず、適格請求書発行事業者でない者を指名しない又は見積書を微取しないといった取扱いを行わない。

### 3 東日本大震災、豪雨及び地震等自然災害の影響を受けた中小企業・小規模事業者に対する配慮

#### (1) 適正な工期・納期の設定及び代金の迅速な支払

東日本大震災、令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震等自然災害の影響を受けた中小企業・小規模事業者に対しては、契約約款に基づく工期・納期の延長などや代金の迅速な支払を行っているところである。

工事や物品等の発注に当たっては、自然災害の影響に配慮した適正な工期・納期の設定及び代金の迅速な支払に努める。

#### (2) 科学的・客観的根拠に基づく適切な契約

物品等の発注に当たっては、東日本大震災に伴う原子力発電所事故に関して、單に周辺地域で生産されている等の理由により不当に取引を制限又は返品等をすることがないよう、科学的・客観的根拠に基づき適切な契約に努める。